

奈良県告示第四百四十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合の特定計量器を除く。以下同じ。）の定期検査を次のとおり実施する。

令和二年三月六日

奈良県知事 荒井正吾

運搬が困難な はかり						区 分	区 域	月日（曜日）	時 間	場 所
山添村							山添村	四月八日（水）	午前九時三十分から午後三時まで	運搬が困難なはかりの所在場所
川西町							川西町	四月十四日（火）		
三宅町							三宅町	四月十五日（水）		
田原本町							田原本町	四月十六日（木）		
大和郡山							大和郡山	四月二十一日（火）		
								四月二十二日（水）		
								四月二十三日（木）		

	黒滝村	上北山村	下北山村	川上村	吉野町	大淀町	下市町	天理市		
	七月二日（木）	六月二十五日（木）	六月二十四日（水）	六月二十三日（火）	六月十六日（火）	六月九日（火）	六月三日（水）	五月二十日（水）	五月十九日（火）	五月十八日（月）
				午前十時から 午後三時まで						

								運搬が困難な はかり以外の 特定計量器	
								山添村	東吉野村
								四月九日（木）	七月九日（木）
								午前十時から 正午まで	
								午後一時三十分から午後三時まで	山添村立豊原公民館（山辺郡山添村大字三ヶ谷九七〇番地）
								午後一時三十分から午後三時まで	山添村ふるさとセンター ふれあいホール（山辺郡山添村大字大西一三六七番地）
								午前十時から 正午まで	田原本町役場（磯城郡田原本町八九〇番一）
								午後一時から 午後三時まで	
								午前十時から 正午まで	大和郡山市南部公民館（大和郡山市筒井町六〇〇番地四）
								午後一時から 午後三時まで	
								午前十時から 正午まで	大和郡山市片桐支所（大和郡山市小泉町一〇五番地一）
								午後一時三十分から午後三時まで	大和郡山市矢田コミュニティ会館（大和郡山市矢

天理市									
五月二十七日	(金)		五月二十二日	(木)	五月二十一日	(金)		五月十五日	(木)
午前十時から	午後一時三十分から午後三時まで	正午まで	午前十時から	午後一時三十分から午後三時まで	午前十時から正午まで	午後一時から午後三時まで	正午まで	午前十時から正午まで	午後一時から午後三時まで
天理市役所（天理市川原	天理市立櫛本公民館（天理市櫛本町二四六〇番地一）	天理市遠田町四五番地九）	天理市立式上公民館（天理市	奈良県農業協同組合天理営農経済センター（天理市前栽町三三八）	奈良県農業協同組合二階堂支店福住出張所（天理市福住町二〇九八）	大和郡山市南郡山町五二九番地一）	大和郡山市南郡山町五二九番地一）	大和郡山市立体育館（大和郡山市南郡山町五二九番地一）	田町四五四七番地）

吉野町	大淀町			下市町					
六月十七日（	六月十一日（木）		六月十日（水）	六月四日（木）		五月二十八日（木）	（水）		
午前十時から	午後三時まで	午後一時から	午前十時から 正午まで	午後三時まで	午後一時から 正午まで	午前十時から 正午まで	午後三時まで	午後一時から	正午まで
吉野山ビジターセンター	大淀町役場（吉野郡大淀町大字桧垣本二〇九〇番地）		大淀町役場（吉野郡大淀町大字桧垣本二〇九〇番地）	下市町役場（吉野郡下市町大字下市一九六〇）		天理市役所（天理市川原城町六〇五番地）	城町六〇五番地）		

		水)		
六月十八日（木）		午前十時から 正午まで	午後一時三十分から午後三時まで	正午まで (吉野郡吉野町大字吉野山二四三〇)
		午後一時から 午後三時まで	吉野町中央公民館（吉野郡吉野町大字上市一三三）	南和広域医療企業団吉野病院（吉野郡吉野町大字丹治一三〇番地の一）

備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受けなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除く日の午前九時三十分から午後四時までの間に奈良県産業振興総合センター（奈良市柏木町二二九番地一）において行う。